

太陽会役員および評議員の報酬等に関する規定

社会福祉法人太陽会

第1条 社会福祉法人太陽会の役員および評議員の報酬は本規定の定めによる支給とする。

第2条 役員とは定款に規定する理事および監事をいう。

第3条 役員および評議員が、法人の理事会、評議会などに出席した場合は、1回につき10,000円を上限として報酬を支払うことができる。但し、交通費は往復上限4,000円の範囲で支給する。

第4条 監事が法人の監査を行った場合は、1回につき15,000円を上限として報酬を支払うことができる。但し、交通費は往復上限4,000円の範囲で支給する。

第5条 第3条の支払いは、出席の都度・監査実施の都度支払うものとする。

第6条 役員および評議員が法人業務のため出張する場合には、別途算定した宿泊費・交通費・日当を支払うことができる。支払いは原則精算払いとするが、事情により事前に概算仮払いをすることが出来る。

第7条 本改正の場合には、理事会の議決を必要とする。

付則 この規定は、平成29年4月1日から施行する。